



特定社会保険労務士  
東海林 正昭

## 「失業給付」「高年齢求職者給付金」「高年齢継続給付金」 に関わる雇用保険の基本手当日額が変更されました！

厚生労働省より「雇用保険の基本手当日額の変更」(2018年8月から2019年7月まで)が発表され、8月1日より実施されています。発表内容によれば、今回の変更は、2017年度の平均給与額(「毎月勤労統計調査」による毎月決まってする給与の平均額)が2016年度と比べて約0.57%上昇したことに伴うものとなっています。

「雇用保険の基本手当日額」は、雇用保険の「失業給付」はもとより、「高年齢求職者給付金」「高年齢継続給付金」にも関係してきます。今回は、この発表を受けて、雇用保険の「失業給付」「高年齢求職者給付金」「高年齢継続給付金」について分かりやすく解説しました。

### ◆ 離職理由で大きく異なってくる雇用保険の「失業給付」

雇用保険に加入している被保険者の方が、60歳前後で、解雇、倒産、定年、自己都合、契約期間満了等になり離職した場合、雇用保険から失業給付が支給されます。

失業給付の基本手当の所定給付日数は離職の理由、受給資格に到る年齢、雇用保険の被保険者であった期間によって決定されます。

失業給付を受給する場合、離職の理由が事業主からの解雇、倒産、定年、契約期間満了等の場合(3年以上の契約で本人が契約を希望しない場合は給付制限あり)、7日間の待期後

に受けとることができますが、自己都合退職の場合、3カ月間の給付制限があります。なお、受給期間は離職の日から1年間ですので、ご注意ください。

雇用保険で受給できる1日あたりの金額を基本手当日額と言います。基本手当日額は原則として離職した日の直前6カ月に支払われた賃金(賞与は除きます)の合計を180で割って算出した金額(これを賃金日額といいます)のおよそ50%~80%(60歳から64歳については45%~80%)となっており、賃金の低い方ほど高い率となっています。基本手当日額は年齢区分ごとにその上限額が定められており、1日あたりの上限額は下記の金額になります。

#### ◆ 事業主からの解雇・倒産

年月	1年未満	1年以上~5年未満	5年以上~10年未満	10年以上~20年未満	20年以上~
45歳以上~60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上		150日	180日	210日	240日

#### ◆ 定年、自己都合退職、契約期間の満了

年月	1年未満	1年以上~5年未満	5年以上~10年未満	10年以上~20年未満	20年以上~
全年齢	-	90日		120日	150日

45歳以上60歳未満	8,250円
60歳以上65歳未満	7,083円

### ◆ 「高年齢求職者給付金」は原則30歳未満の上限額と同じ

年齢が65歳以上の方は、雇用保険の失業給付ではなく「高年齢求職者給付金」が支給されます。

退職前に6カ月以上1年未満の雇用保険加入であれば30日、1年以上雇用保険加入期間

があれば50日支給の一時金支給となります。基本手当日額の計算方法と同じで、高年齢求職者給付金の上限額は1日あたり6,750円になります。

### ◆ 賃金の低下率と支給率の関係で決まってくる「高年齢継続給付金」

60歳以降も引き続き同じ会社で働いたり、別の会社に再就職したものの、60歳前より給料が下がってしまった方は多いと思います。その場合、雇用保険から高年齢雇用継続給付が支給されます。基本手当をもらわないまま引き続き再雇用・再就職した方を対象に、60歳から64歳まで、最大5年間支給される「高年齢雇用継続基本給付金」と退職して基本手当を受給した後に再就職した方を対象に、基本手当の支給残日数が200日以上の方は2年間、100日以上200日未満の方は1年間支給される「高年齢再就職給付金」があります。

この高年齢雇用継続給付をもらうためには、①60歳以上65歳未満の被保険者、②雇用保険の加入期間が5年以上ある、③60歳を過

ぎてから受け取る給与の月額が、60歳時点の給与の75%未満に下がった方を対象に支給されます。

ただし、下がった賃金と給付金の合計額は359,899円が上限額になります。賃金が何%に下がったか(低下率)と、新しい賃金の何%が給付金として支給されるか(支給率)の関係は下記の図表の通りです。

給付金の支給額は、賃金が61%以下に下がった場合、新しい賃金の15%が支給されます。

たとえば60歳時点の賃金が40万円の方が60歳以降に20万円になると低下率は61%以下になり、支給率は15%になるので、60歳以降の賃金20万円×15%=3万円が高年齢継続給付金として支給されます。

#### ◆ 高年齢雇用継続給付の低下率、支給率・併給調整による在職老齢年金の停止率の一部

低下率	支給率	年金停止率	低下率	支給率	年金停止率
75%以上	0.00%	0.00%	65%	10.05%	4.53%
73%	1.79%	0.36%	63%	12.45%	5.01%
70%	4.67%	0.73%	61%以下	15.00%	6.00%

特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方で、高年齢雇用継続給付を受給されている方は、在職老齢年金のうち、上記の図表の年金停止率より標準報酬月額の割合が支給停止されます。賃金低下率が61%以下の場合、在職老齢年金額は年金停止率より標準報酬月額の最大6%相当額が支給停止されます。

たとえば賃金低下率が61%以下の場合で、標準報酬月額が20万円になると標準報酬月額の最大6%相当額の年金が支給停止されま

す。つまり20万円×6%=12,000円の在職老齢年金が支給停止されますので注意しましょう。

### ◆ ワンポイントアドバイス ◆

雇用保険の失業給付と65歳前の特別支給の老齢厚生年金は同時には受け取ることはできません。一般的に雇用保険の失業給付の額が多いので、失業給付を受給するのが良いと思います。なお、65歳以上の方の高年齢求職者給付金を受給した場合、65歳以降の老齢厚生年金と一緒に受給することができます。